

第3章

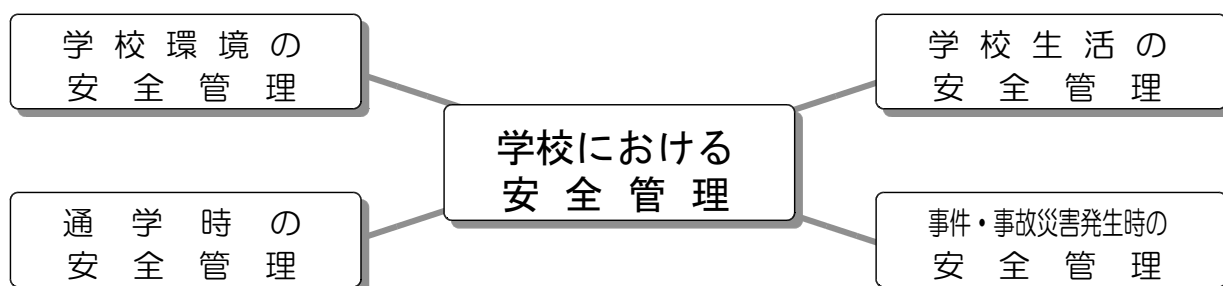
学校における安全管理

第 3 章 学校における安全管理

1 学校における安全管理の進め方

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることです。

このため、学校においては、学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、通学の安全管理、事件・事故災害発生時の危機管理などを、年間の計画に基づいて適切に行う必要があります。



2 学校環境の安全管理

学校環境の安全管理を確実にを行うためには、必要な設備等を整えたり適切な安全措置を講じるとともに、安全点検や点検結果を踏まえた改善を絶えず行うなどの安全管理を徹底していくことが重要です。安全点検に当たっては、学校保健安全法等の法令に基づき、定期的、臨時的、日常的に行う必要があります。

【学校保健安全法】

第3章 学校安全

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

【学校保健安全法施行規則】

第6章 安全点検等

(安全点検)

第28条 法(学校保健安全法)第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、每学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(日常における環境の安全)

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

安全点検の種類と対象

種類	時期・方法等	対象
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備などについて
	毎月1回（各学校の実情に応じて実施） 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用すると思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、屋上 など
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪（侵入や放火など）の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について

安全点検の方法

点検	確認内容
目視	凸凹、ゆがみ、亀裂、腐食、ささくれ、摩耗、突起、破損等の確認
打音	ハンマー等で叩き、濁音（ぐらつきや腐食等の可能性）の有無の確認
振動	揺り動かし、接合部分等の緩み、ぐらつきなどの有無の確認
負荷	押す、引く、ねじる等の力を加え、不具合の有無の確認
作動	動作する部分の油汚れ、摩耗等による作動の不具合の有無の確認
試薬	プールの水質の検査

安全点検の対象と項目

▶校舎内等の安全管理

対象	項目
教室・保育室	<input type="checkbox"/> 遊具の破損、整理状況 <input type="checkbox"/> 教室内等の温度管理（熱中症予防） <input type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度 <input type="checkbox"/> 床や壁などの状態（滑りやすさ、破損など） <input type="checkbox"/> 釘やびょうなど突起物 <input type="checkbox"/> 教室の窓枠、ガラス等の破損 <input type="checkbox"/> 窓からの転落の危険性（構造上の問題として）、足がかりの有無 <input type="checkbox"/> 出入口の扉における危険の有無 <input type="checkbox"/> 机、戸棚、その他の備品の配置 <input type="checkbox"/> 机、いすの破損 <input type="checkbox"/> 施錠、錠の故障の有無 など

廊下、テラス、階段、昇降口、ベランダ、非常階段	<input type="checkbox"/> 廊下の窓枠、ガラス等の破損 <input type="checkbox"/> フェンスの破損や劣化 <input type="checkbox"/> 廊下、階段、昇降口やベランダなどの不要物品や足がかりの有無 <input type="checkbox"/> 額等掲示物の固定 <input type="checkbox"/> 雨天時の滑りやすさ など
便所、水飲み場	<input type="checkbox"/> 衛生状態 <input type="checkbox"/> 滑りやすさ など
屋上、バルコニー	<input type="checkbox"/> フェンスの高さ、足がかりの有無 <input type="checkbox"/> 床やフェンス、トップライト（天窗）などの破損や劣化 <input type="checkbox"/> 出入口の施錠 など
給食室	<input type="checkbox"/> 施設や設備の危険性（事故防止、火災防止などの観点から） <input type="checkbox"/> 電源やガスなどの安全 など
特別教室等	<input type="checkbox"/> 実験用、実習用の危険薬品や危険物の保管及び管理方法 <input type="checkbox"/> 保健室の薬品の貯蔵と管理 <input type="checkbox"/> 電源やガスなどの安全装置の作動性 <input type="checkbox"/> 危険標識等の整備 <input type="checkbox"/> 刃物類の管理 <input type="checkbox"/> 出入口の施錠 <input type="checkbox"/> 災害用備蓄物の管理 <input type="checkbox"/> パソコン利用にかかわる情報の整理 など
体育館（遊戯室）	<input type="checkbox"/> 床板や壁面（ステージを含む）の破損 <input type="checkbox"/> 電源等の安全 <input type="checkbox"/> 体育施設や体育用具の破損や劣化 <input type="checkbox"/> 机、テーブル、いすなどの備品の破損 <input type="checkbox"/> 大型遊具、楽器等の整理状況 <input type="checkbox"/> ピアノの安全管理（固定状態、蓋の開閉状態等） <input type="checkbox"/> 取付け口や固定口の破損や劣化 など
校舎（園舎）等の外壁	<input type="checkbox"/> 校舎（園舎）等の外壁の亀裂や剥落の危険性 <input type="checkbox"/> 表面仕上げ材の浮きや剥落の危険性 <input type="checkbox"/> 雨どいの破損 など

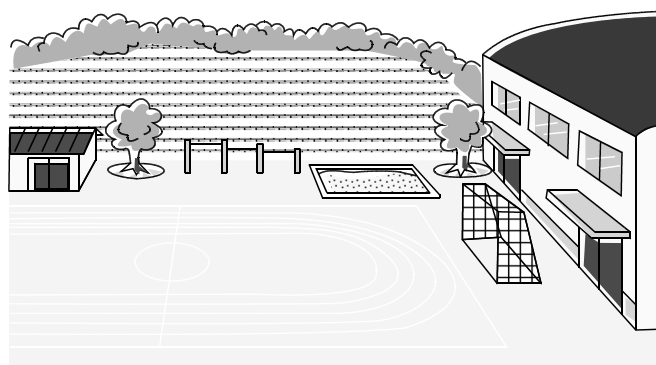
▶校舎外等の安全管理

対 象	項 目
校地、園地、運動等	<input type="checkbox"/> 砂場における危険物の有無 <input type="checkbox"/> 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 など
遊具、体育等の固定施設、移動施設	<input type="checkbox"/> 遊具、固定施設：鉄棒、ブランコ、滑り台、バックネット、防球ネットやその支柱などの破損や劣化、周囲の状態、設置状態、掲揚塔の破損や劣化 など <input type="checkbox"/> 移動施設：サッカー、バスケット、ハンドボールなどのゴールポストの固定の状態、テント、展示物の破損や劣化、風雨等の自然環境の影響 など

運動用具等の倉庫	<input type="checkbox"/> 倉庫や用具室の整理・整とん <input type="checkbox"/> 倉庫の施錠、錠の故障、かぎの保管 <input type="checkbox"/> 石灰の保管状況や取扱い方 <input type="checkbox"/> 用器具等の保管状況や利用法 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の出入りの管理 など
プール	<input type="checkbox"/> 浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器などの作動性 <input type="checkbox"/> 浄化、消毒装置、シャワー、洗眼器などの利用法 <input type="checkbox"/> プールへの危険物や異物などの混入 <input type="checkbox"/> プールの排水口の施錠 <input type="checkbox"/> プールサイドやプール周辺の危険性 <input type="checkbox"/> 出入口等の施錠 <input type="checkbox"/> プールの消毒薬の保管状況や取扱い方 <input type="checkbox"/> 連絡用電話の接続状況 など
足洗い場	<input type="checkbox"/> 足洗い場における危険性の有無 <input type="checkbox"/> 周囲における障害物の有無 <input type="checkbox"/> 滑りやすさ <input type="checkbox"/> 排水状態 など
農場、飼育場	<input type="checkbox"/> 建物の壁、板面の破損や劣化 <input type="checkbox"/> 柵やフェンスの破損や劣化 <input type="checkbox"/> 農機具等の整備 <input type="checkbox"/> 飼育場や倉庫整理・整とん <input type="checkbox"/> 出入口等の施錠 など

■ 改善措置

施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じ、大規模な改修を伴う場合など校長が対応できない事項については、学校の設置者に速やかに報告し、適切な措置の実現を図ることが重要です。また、補修・改修履歴等の安全管理に関する情報を設置者と学校が共有し、人事異動の際にも引き継ぐことが重要です。



3 事件・事故災害発生時の危機管理

生命や心身等に危害をもたらす様々な危険から児童生徒等を守るためには、学校や地域社会の実情等に応じた実効性のある対策を講じなければならず、その中心となるのは学校が行う危機管理です。

学校は適切かつ確実な危機管理体制を確立し、危険等発生時対処要領（以下、危機管理マニュアル）の整備・周知、訓練の実施など、教職員が様々な危機に適切に対処できるようにする必要があります。

【学校保健安全法】

第3章 学校安全

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 危機管理マニュアルの作成

緊急時には、短時間のうちに多くの対応が求められ、一刻の遅れが児童生徒等の生命に直結する場合があります。このため、危機に直面した時でも迅速かつ組織的に安全措置を講じることができるよう、各学校において学校安全の3領域（生活安全、交通安全、災害安全）に関する内容を盛り込んだ「危機管理マニュアル」を作成しておく必要があります。

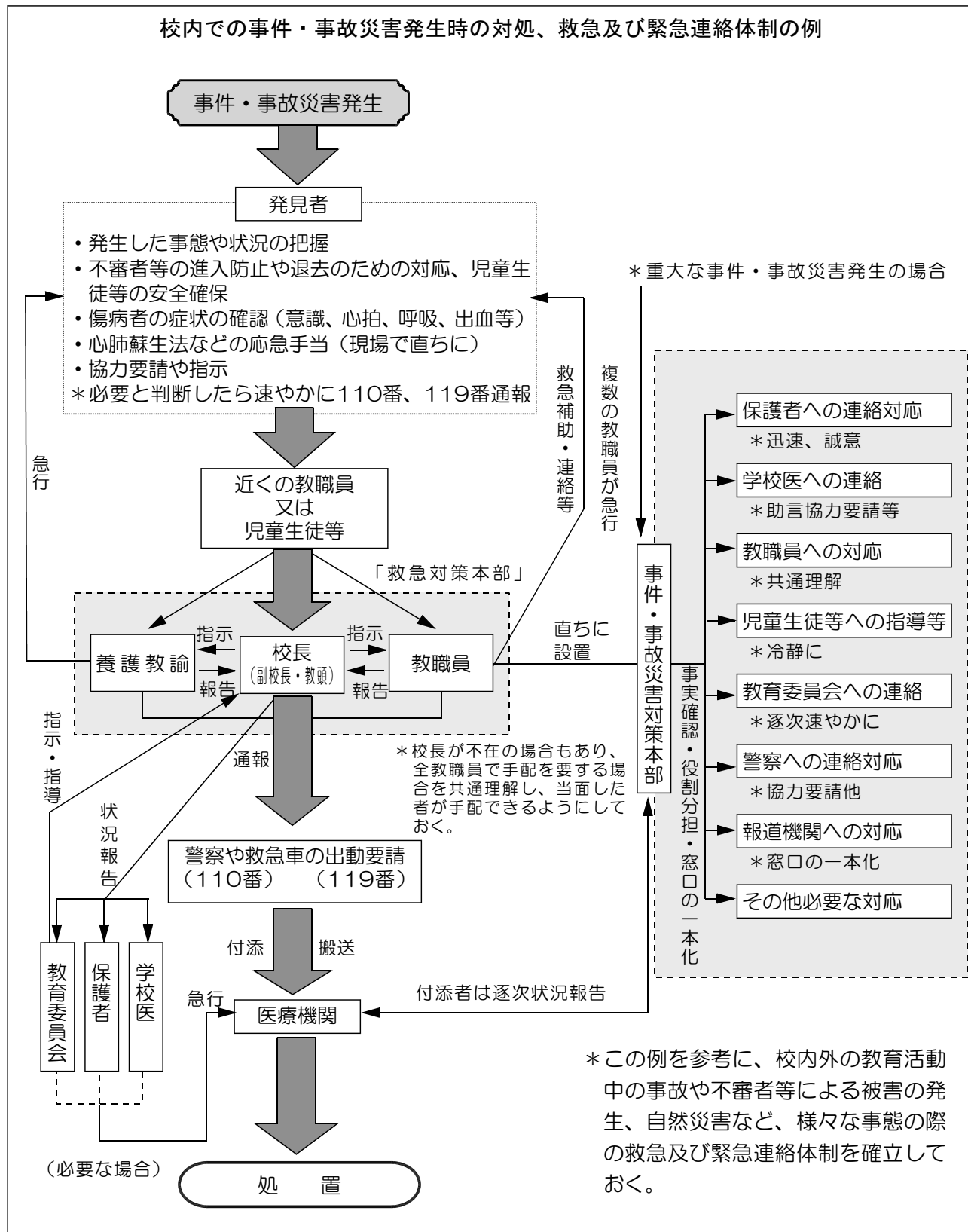
また、学校の規模、教職員の数、児童生徒等の年齢や特性、地域の状況や自然環境など、学校によって状況は様々であるため、各学校では、学校や地域の実情を踏まえ、実際に機能する学校独自の危機管理マニュアルを作成するとともに、実際に機能するかどうか、警察や消防、スクールガード・リーダーなどの防犯の専門家の協力を得た訓練をもとに検証し、定期的に見直し、改善を行うことが大切です。

【学校独自の観点】

- ◇学校の規模（児童生徒等の数、教職員数、敷地面積等）
- ◇学校の状況（門扉や塀の状況、校舎・事務室・職員室等の配置・来校者の動線等）
- ◇児童生徒等の状況（発達の段階、登下校の方法、登下校の時間帯等）
- ◇地域の状況（都市、郊外、山間、商店街、工場地域、近隣学校等の有無、自然環境等）
- ◇地域の体制（子ども110番の家や見守り隊などの子どもを守る組織の状況等）
- ◇緊急関係機関との連携状況（警察や消防、病院等の関係機関までの距離等）

(2) 事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制

学校管理下において事件・事故・災害等が発生した場合に備え、あらかじめ決めておいた「救急及び緊急連絡体制（下図参照）」に沿って、管理職のリーダーシップの下、全教職員が適切な役割を分担し、一丸となって対応できる体制を整備しておく必要があります。



4 学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行います。

■ 安全点検の対象と項目

▶各教科等の学習時間

対象	項目
始業前・学習前	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の心身の健康状態の把握 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の服装 <input type="checkbox"/> 学習中に予想される危険に対する準備（予防策、発生時の対処策、児童生徒等への注意の周知） など
施設、用具等の使用	<input type="checkbox"/> 施設、用具、教材・教具等の整備 <input type="checkbox"/> 施設や用具等の扱い方に関する児童生徒等の理解 <input type="checkbox"/> 施設や用具等の扱い方における危険性 など
個別的な配慮	<input type="checkbox"/> 使用方法の習熟に懸念のある児童生徒等の把握 <input type="checkbox"/> 当日の心身の健康状態や情緒安定に対する配慮 など

▶休憩時間

対象	項目
校舎内での活動	<input type="checkbox"/> 遊具や施設の安全な利用法 <input type="checkbox"/> 遊び等における行動の危険性 <input type="checkbox"/> 児童生徒等が使っている道具や遊具等の危険性（禁止されている物や危険物の使用） など
運動場・園庭、体育館等での活動全般	<input type="checkbox"/> 飼育動物の安全な扱い方 <input type="checkbox"/> 大気汚染物質や熱中症等の予防 <input type="checkbox"/> 運動や遊びの種類と場所の危険性 <input type="checkbox"/> 運動や遊びをしている児童生徒等間の危険性 <input type="checkbox"/> 休憩時間から学習時間に移るときの児童生徒等の行動 <input type="checkbox"/> 人目につみにくい場所での児童生徒等の行動 <input type="checkbox"/> 新しく流行している遊びの危険性 など
運動場・園庭、体育館等での固定施設、移動施設の利用	<input type="checkbox"/> 遊具、固定施設そのものについての不備や危険 <input type="checkbox"/> 利用の仕方の危険性（無理な利用、誤った利用） <input type="checkbox"/> 固定施設や移動施設の近くにいる児童生徒等の危険性 など
児童生徒等の行動	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の個々の特性や相互の人間関係の把握 <input type="checkbox"/> 粗暴な言動、悪ふざけ、こぜりあいなど暴力行為の前兆の有無 <input type="checkbox"/> 発生時の対応策 など

▶園外保育、クラブ活動等、学校行事等の活動時

対象	項目
一般的安全管理	<input type="checkbox"/> 活動場所やその経路に関する事前の実地調査 <input type="checkbox"/> 校外活動における道中での児童生徒等の行動 <input type="checkbox"/> 参加した児童生徒等の人数の把握 <input type="checkbox"/> 学年、体力、技術等に差がある児童生徒等がともに活動することの無理や危険性 <input type="checkbox"/> 児童生徒等が自主的に行うことに対する安全管理上の配慮（最低限の管理徹底、児童生徒等の自己管理の活用等） など
状況に応じた安全管理	<input type="checkbox"/> 活動の場所、時刻・時間等における無理や危険性 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の心身の健康状態の把握 <input type="checkbox"/> 自然環境の状態の把握（天候、気温、湿度、明るさ等：傷害防止や健康被害、熱中症の防止の観点から） <input type="checkbox"/> 活動している児童生徒等同士の人間関係 など

▶学校給食の時間

対象	項目
準備時	<input type="checkbox"/> 検査による異物等の確認 <input type="checkbox"/> 給食当番の服装、健康状態 など
調理室の受け渡し時	<input type="checkbox"/> 調理室の受け渡し場所における危険の有無 <input type="checkbox"/> 食かん、食器の受け渡し、コンテナ移動等の際の危険の有無 など
運搬時	<input type="checkbox"/> 運搬の方法や経路における危険の有無 など
配膳時	<input type="checkbox"/> 配膳時の取扱い など
食事時	<input type="checkbox"/> 異物等の誤飲 など

▶清掃活動等作業時

対象	項目
児童生徒等の行動等	<input type="checkbox"/> 遊びやふざけ等の危険な行動の有無 <input type="checkbox"/> 道具や用具の使用法（洗剤なども含む） <input type="checkbox"/> 活動時の服装 <input type="checkbox"/> 薬剤等の取扱い（換気なども含む） <input type="checkbox"/> 活動の方法や手順などにおける危険の有無 など
場や周囲との関連	<input type="checkbox"/> 活動している場所及びその周辺の危険性 <input type="checkbox"/> 活動している児童生徒等同士の人間関係 など

5 不審者侵入防止に関する安全管理

学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒等が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要があります。

対策は、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保や緊急時に備えた安全確保について、学校において取り組むべきことのほか、家庭や地域社会の協力を得て取り組むべきことなど、多様な観点から検討し、安全確保の徹底を図る必要があります。

(1) 学校において取り組むべき安全管理

▶ 日常の安全確保

対象	項目
教職員の共通理解と校内体制	<input type="checkbox"/> 児童生徒等に関する教職員の共通理解と意識の高揚 <input type="checkbox"/> 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成や校内体制の整備 など
来訪者の確認	<input type="checkbox"/> 学校への来訪者の案内・指示、誘導、入口や受付の明示 <input type="checkbox"/> 敷地や校舎への入口等の管理 <input type="checkbox"/> 来訪者への声かけや名札等による識別 など
不審者情報に係る関係機関等との連携	<input type="checkbox"/> 学校周辺や地域の不審者情報に係る関係機関等との連携 <input type="checkbox"/> 近接する学校等間の情報提供体制の整備 など
始業前や放課後等	<input type="checkbox"/> 始業前や放課後、授業中や昼休み等における教職員やボランティア等による校内巡回 など
校外学習や学校行事	<input type="checkbox"/> 校外学習や学校行事での綿密な計画の作成と安全の確認 <input type="checkbox"/> 児童生徒等への事前の安全指導の十分な実施 <input type="checkbox"/> 緊急事態が発生した場合の連絡方法等の確立 など
安全に配慮した学校施設の開放	<input type="checkbox"/> 開放部分と非開放部分との明確化 <input type="checkbox"/> 不審者等への侵入防止策（施錠等）の実施 <input type="checkbox"/> 保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力の推進 <input type="checkbox"/> 地域学校安全委員会の設置と充実 など
学校施設	<input type="checkbox"/> 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、施錠の状況の点検・補修 <input type="checkbox"/> 警報装置、防犯監視システム、通報機器を設置している場合の作動状況の点検、警察や警備会社等との連絡・通報体制の整備 <input type="checkbox"/> 死角の原因となる立木等の障害物の有無の確認と対策の実施 <input type="checkbox"/> 駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性の確認と対策の実施 など

▶緊急時の安全確保

対象	項目
不審者情報がある場合の連絡体制の整備等	<input type="checkbox"/> 警察へのパトロール等の要請など関係機関との速やかな連携 <input type="checkbox"/> 緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定 <input type="checkbox"/> 保護者やPTA、学校支援の安全ボランティア等の学校内外の巡回等の協力体制の整備及び情報の共有 など
不審者等の侵入など緊急時の体制	<input type="checkbox"/> 校長、教頭又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等に速やかに対応できる体制の確立 <input type="checkbox"/> 警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報体制の整備 <input type="checkbox"/> 緊急時に備えた避難訓練等の実施 <input type="checkbox"/> 警備員等を配置している学校については、巡回パトロールの効果的な実施と速やかな対応ができる体制の整備 など

(2) 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき安全管理

▶日常の安全確保

対象	項目
家庭への働きかけ	<input type="checkbox"/> 不審者情報の警察や学校等への速やかな伝達 <input type="checkbox"/> 危険な場所の確認や屋外での行動の注意事項の家庭での話合いなど
学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組	(PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て) <input type="checkbox"/> 学区内の危険箇所の点検 <input type="checkbox"/> 「声かけ運動」等の取組 など
登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体の取組	<input type="checkbox"/> 登下校時、授業中、学校開放時等における安全確保のための関係団体との連携・協力の下での巡回指導等の実施 <input type="checkbox"/> 「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制の整備・充実 など

▶緊急時の安全確保

対象	項目
不審者の情報がある場合の取組体制の整備	(PTA、自治会、地域防犯協会、青少年教育団体、地域安全ボランティア団体等の協力を得て) <input type="checkbox"/> 各家庭への注意喚起 <input type="checkbox"/> 授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回指導 <input type="checkbox"/> 集団登下校への同伴などの取組体制の整備 <input type="checkbox"/> 学校や関係機関等からの注意依頼の文書等の各家庭への配布や地域での掲示、電話、メールの配信等、速やかな周知体制の整備 など

各学校においては、上記の項目を参考に、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善するなど、不審者侵入に対する安全確保の徹底を図ることが大切です。

(3) 学校への不審者侵入時の対応

▶ 不審者の侵入など緊急時の体制

- 学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合は、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく。
- 学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起、避難誘導等や警察、消防署等の関係機関や教育委員会への通報など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げる。

▶ 学校における不審者への緊急対応

学校における不審者への緊急対応としては、3つの「チェック」、5つの「対応」が考えられます。また、状況に応じて、「チェック」や「対応」が同時になされる場合もあります。

【チェック1】

- 学校内に関係者以外の立ち入りがあった場合に不審者かどうかチェックする。

対応1	□ 正当な理由のない者には、校地・校舎内及び周辺からの退去を求める。
-----	------------------------------------

【チェック2】

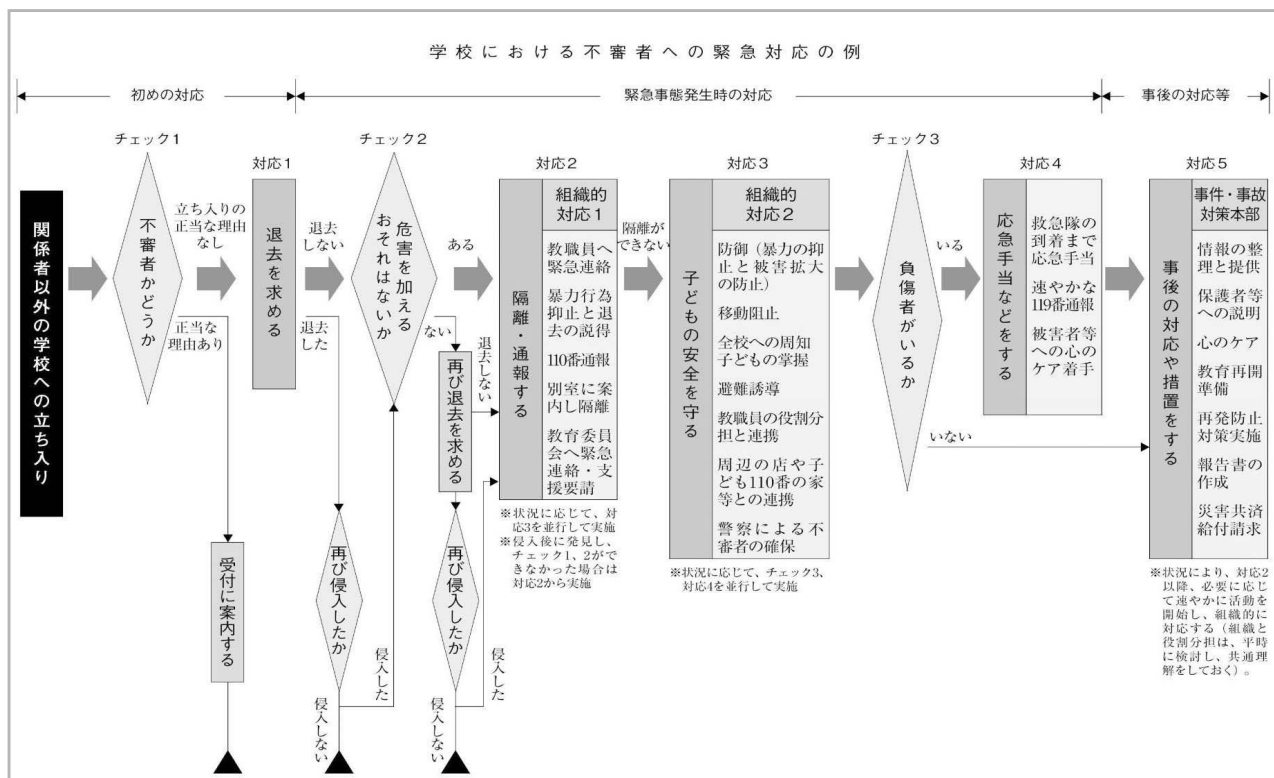
- 退去を求めても応じない場合には、児童生徒等に危害を加えるおそれがないかどうか、速やかに判断する。

対応2	<ul style="list-style-type: none"> □ 凶器や不自然な持ち物の所持や暴力的な言動など、危害を加えるおそれがある場合には、別室に案内して児童生徒等から隔離する。 □ 他の教職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。 □ 危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。
-----	--

対応3	<ul style="list-style-type: none"> □ 隔離や暴力行為を抑止できない場合には、児童生徒等の安全を守ることを第一に考える。 □ 教職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。 □ 全校に周知して、児童生徒等への被害や被害の拡大がないよう、児童生徒等を掌握し、避難の誘導をする。 □ 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や児童生徒等が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。
-----	--

<p>【チェック3】</p> <p>○ 不審者が暴力行為に及んだ場合は、児童生徒等や教職員に負傷者がいるかどうか把握する。</p>	
対応4	<p>□負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当の実施や救急車の要請など対応する。</p> <p>□救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにする。</p> <p>□全体の児童生徒等の心を落ち着かせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、養護教諭を中心に心のケアに着手する。</p> <p>□不審者が警察に確保されているか確認するとともに、被害者等の安全が確保されているか確認する。</p>
対応5	<p>□事後は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となることから、事件・事故災害対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。</p>

学校における不審者への緊急対応のフローチャート



(4) 登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応

▶登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制

- 日ごろから、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声かけ事案をはじめとする情報などについて、警察と連携をとりながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておく。
- 登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行う。

▶登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応

登下校時における不審者等による緊急事態発生時の対応として、2つのチェック、3つの対応が考えられます。また、状況に応じて、チェックや対応が同時になされる場合もあります。

【チェック1】

- 学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

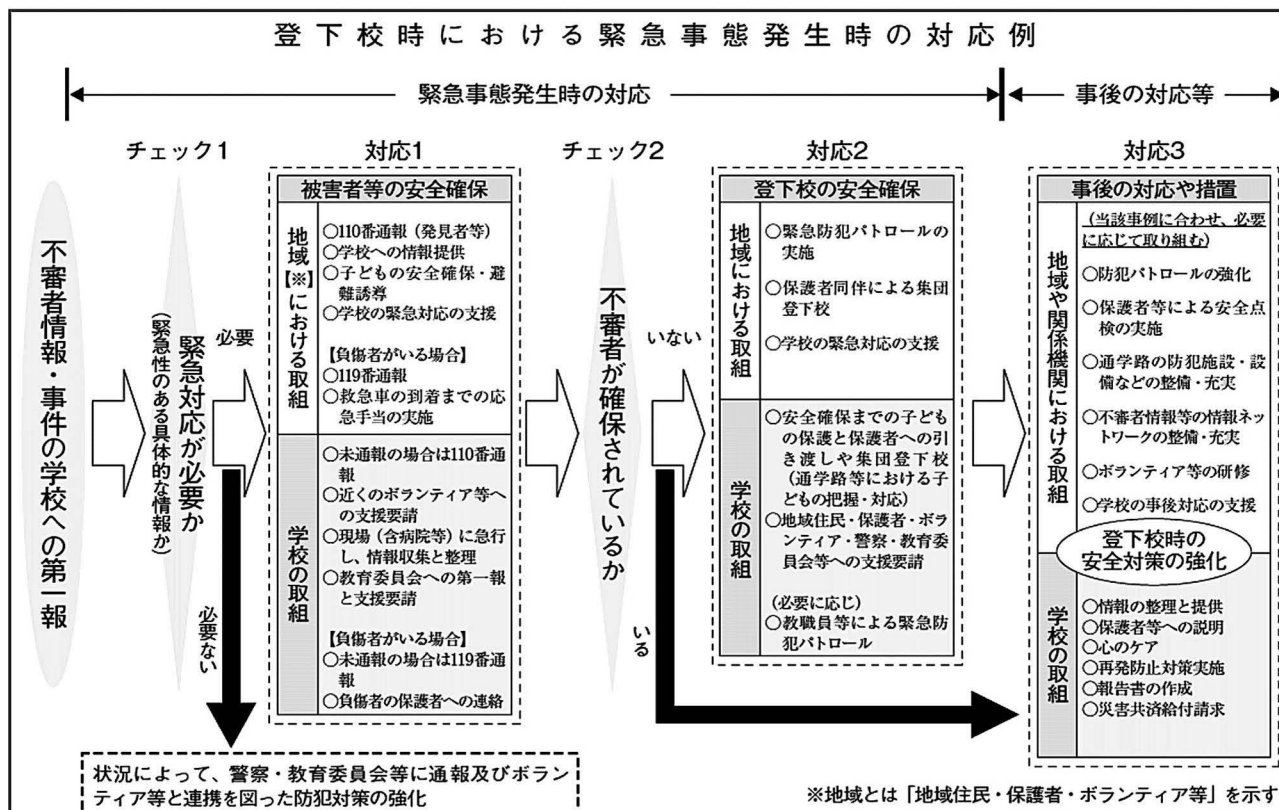
対応1	<ul style="list-style-type: none"> □緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。 □最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、緊急事態の発生現場付近にいる地域の人たちである。したがって、110番通報、学校への情報提供など、日ごろから地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく。 □学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。 □緊急対応が必要でない場合でも、状況を十分に把握し、必要に応じ関係機関等に通報するとともに、ボランティア等の協力を得て、防犯対策を強化する。
-----	--

【チェック2】

○ 緊急に対応しなければならない情報があり、被害者等の安全確保を行った後、あるいは、それとほぼ同時に、不審者が確保されているか確認する。

<p>対応2</p>	<p>□不審者が確保されていない状況が続いており、登下校時の児童生徒等に被害が及び危険性がある場合は、児童生徒等の状況（登校中・下校中、登校前、帰宅後など）に応じて、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保する。</p> <p>□警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。</p>
<p>対応3</p>	<p>□事態が収束した後、その事態の発生要因を分析し、また、事態への対応を見直すことによって、日ごろの対策と緊急対応を改善する。</p> <p>□養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書や災害共済給付に関する請求書を作成し、請求する。</p> <p>□あらかじめ決めておいた役割分担により、教職員が一体となって「保護者等への説明」、「心のケア」などの事後の対応や措置を適切に行う。</p> <p>□これまでの安全対策や記録等を基に問題点や課題を明らかにし、地域等との連携を一層深め、登下校時の安全対策の改善・強化を図るようにする。</p>

登下校時における緊急事態発生時の対応例



6 通学の安全管理

通学の安全管理は、児童生徒の通学時における安全の確保を目的とするもので、通学路の設定やその安全確保、通学路の点検、通学的手段に対応した安全管理などが主な対象となります。また、通学の安全管理については、交通安全だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止や防災の観点からも対策が必要です。

(1) 通学路の設定と安全確保

通学路の設定とその安全確保に当たっては、交通事情等を考慮するとともに、誘拐や傷害などの犯罪被害防止についても考慮し、教育委員会をはじめ関係機関と協議し、可能な限り安全な通学路を設定します。

▶ 通学路の設定（通学路の条件）

- できるだけ歩車道の区別がある。
- 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒の通行を確保できる。
- 遮断機のない無人踏切を避ける。
- 見通しの悪い危険箇所がない。
- 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官等の誘導が行われたりしている。
- 犯罪の可能性が低い。 など

▶ 通学路の安全確保

- 交通事故防止等にかかわる安全確保のための方策
 - ・ 通学路を表示する標識を適切な箇所に設置する。
 - ・ 場所や状況により交通規制を要請する。
 - ・ 特に危険な箇所では、警察官等による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備等の設置を要請する。
 - ・ 障害物の放置、工事状況、催し物の実施等に関連して、通学路を点検し適切に対処する。
 - ・ 保護者、関係機関等との情報交換、情報処理を円滑に行う体制を確立する。 など
- 防犯にかかわる安全確保のための方策
 - ・ 通学路を点検し、要注意箇所があれば保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を図り、それぞれの立場に応じて対応する。
 - ・ 「通学路安全マップ」や「地域安全マップ」の作成などを通して、児童生徒等へ危険箇所や「子ども110番の家」等の緊急の際の避難場所について十分に理解させるとともに、危険予測・回避能力を身に付ける指導を行う。
 - ・ 登下校時等の緊急事態発生の場合の対処法（大声を出す、防犯ブザーを鳴らす、逃げる等）を指導する。
 - ・ 登下校時の緊急の際の対処法の指導と訓練を実施する。 など

(2) 通学路の安全点検

各地域においては、通学路の安全性が恒常的に確保されるよう、教育委員会、道路管理者、警察などの関係者から構成される協議会等の推進体制を構築し、地域特性に応じた課題の設定等による効果的な合同点検を定期的を実施するとともに、点検結果や対策実施状況等について、インターネットや広報誌等を活用しながら、地域住民、道路利用者等へ適切に情報発信することが大切です。

▶ 推進体制の構築

- 地域ごとに通学路の交通安全の確保に向けた取組を継続して推進するため、関係者で構成し、定期的を開催する協議会を設置するなどの推進体制を構築する。
- 推進体制の構成は、通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。推進体制は、市町村単位で構成することが望ましい。

▶ 基本の方針の策定

- 合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等を定める。
 - * 実施時期は、毎年実施や複数年ごとの実施等、地域の実情に応じて適切に設定する。
 - * 実施体制は、緊急合同点検と同様に教育委員会、学校、保護者、警察、道路管理者を含む体制とすることを基本とする。
 - * 実施方法は、通学路の変更箇所や周辺環境に変化のあった範囲を対象とすることの他、地域の実情に応じて、積雪時の危険箇所や自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検すること等、効率的・効果的な方法を検討する。
- 合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクル（PDCAサイクル）として繰り返し実施する。

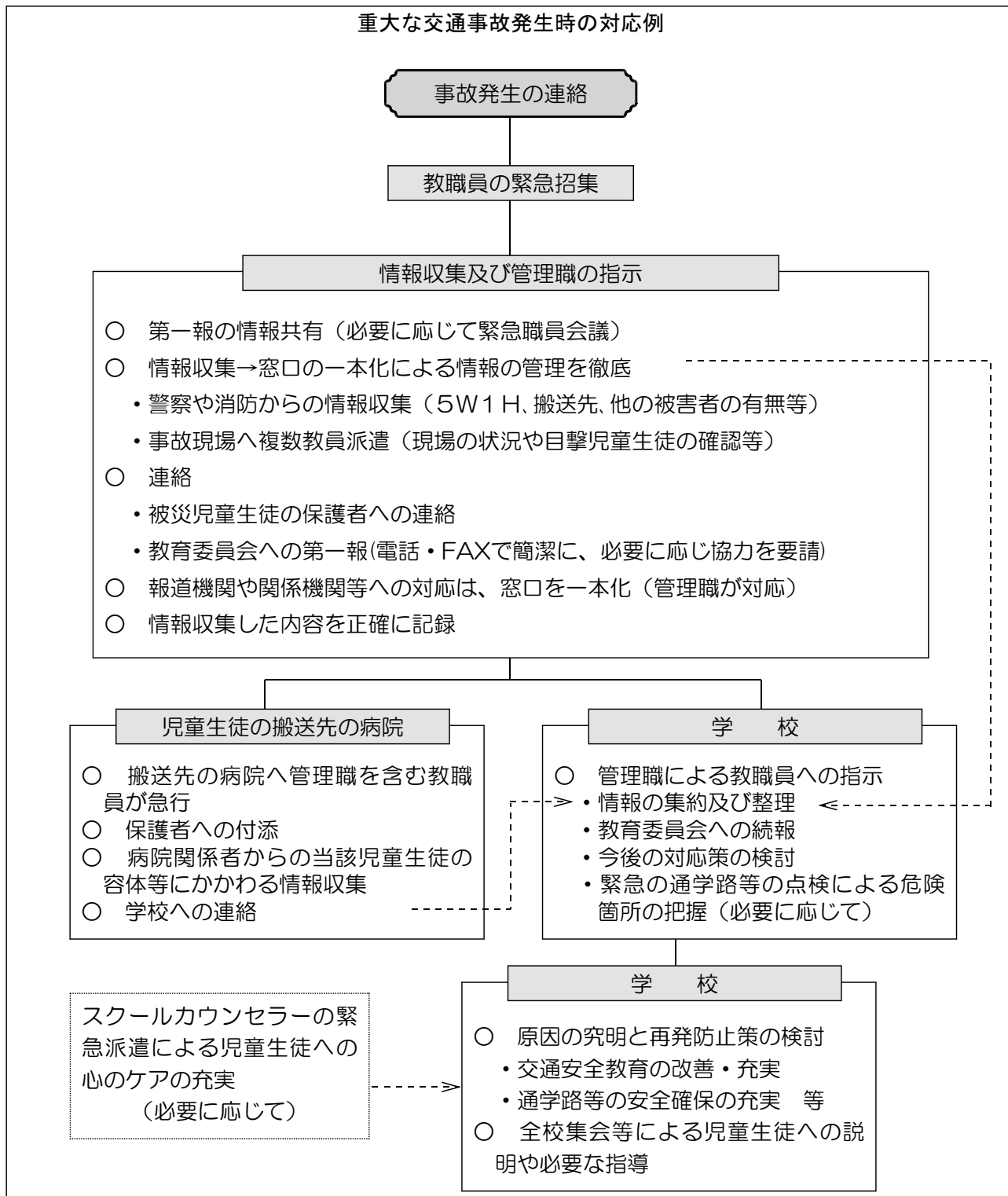
▶ 合同点検の公表等

- 基本の方針を策定した際には、地域住民、道路利用者等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本の方針をまとめたものを、市区町村のホームページや広報誌等を活用して、適切に情報発信する。
- 合同点検によって抽出した対策必要箇所について、関係機関で認識を共有するため、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、公表する。

(3) 重大な交通事故発生時の対応

児童生徒の交通事故発生時は、学校は、当該児童生徒の負傷の状況等の把握をはじめ、保護者や関係機関との連携を迅速かつ適切に行う必要があります。

特に、重大な交通事故等への対応については、他の児童生徒の心のケアなどの事後対応や報道対応など、多岐にわたることが予想されるため、あらかじめ対応方針等を明確にしておく必要があります。



7 自然災害に対する安全管理

地震や津波、火山活動、風水害などの災害発生時においては、児童生徒等の安全を確保するとともに、円滑に応急対策を行うことができるよう、各自治体が策定している地域防災計画を踏まえて、学校防災計画や危機管理マニュアル等を整備し、教職員が共通理解しておくことが重要です。また、学校が避難所となった場合を想定して、避難所運営や協力の在り方についてあらかじめ関係機関等と十分に調整を図り、共通理解を図っておくことも重要です。

(1) 学校防災計画や危機管理マニュアルの作成

地震や津波、火山活動、風水（雪）害などの災害に備え、安全指導及び安全管理について、災害を未然に防止する対策とともに、万一、災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるための適切な措置を講じるため、事前、発生時、事後の各段階における防災計画や危機管理マニュアルを整備しておくことが大切です。

自然災害を想定した危機管理マニュアル（学校防災マニュアル）の構成（例）

▶事前の対応

- 体制整備に関すること
 - ・ 校内の体制整備
 - ・ 保護者や地域、自治体等と連携した体制整備
 - ・ 二次災害を想定した準備
- 備蓄に関すること
 - ・ 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄の整備（災害発生時の安全確保に役立つ物資等、二次対応時に役立つ物資等、学校待機時に役立つ物資等）
- 点検に関すること
 - ・ 施設及び設備等の安全点検
 - ・ 非構造部材の点検（天井、照明器具、窓ガラス、外壁、収納棚等）
 - ・ 避難経路・避難場所の点検
- 避難訓練に関すること
 - ・ 初期対応の訓練（災害発生時の対応訓練）
 - ・ 二次対応の訓練（災害発生後の訓練）
- 教職員研修等に関すること
 - ・ 学校安全の中核となる教員の養成と研修計画の立案
 - ・ 地域や関係機関、団体との連携による人材等の活用計画の立案 等

▶発生時の対応

- 初期対応に関すること
 - ・安全な場所への移動など、命を守るための安全確保
- 二次対応に関すること
 - ・迅速な情報収集
 - ・臨機応変な判断と避難 等

▶事後の対応

- 安否確認に関すること
 - ・安否確認の内容や教職員の対応の仕方
 - ・連絡、通信手段の複線化
- 対策本部の設置に関すること
 - ・対策本部の業務内容や分担等の整理
 - ・情報収集と発信
- 引き渡しと待機に関すること
 - ・引き渡しの判断の明確化
 - ・引き渡しの手順の明確化
- 避難所協力に関すること
 - ・教職員の協力体制の整備
- 児童生徒の心のケアに関すること
 - ・体制づくりと教職員の役割の明確化
 - ・健康観察のポイントの設定
 - ・関係機関との連携体制の構築
- 学校再開に関すること
 - ・施設設備の確保
 - ・通学路の安全確保
 - ・応急教育計画の作成
 - ・教職員の確保 等

(2) 自然災害発生時の校内体制

災害時において迅速かつ適切に対応できるよう、平素から全教職員が防災計画や危機管理マニュアルについて十分な共通理解を図るとともに、分担表を職員室等に掲示するなどして、各自の業務分担に応じて迅速に対処できるようにしておくことが大切です。

災害発生時における校内組織の例

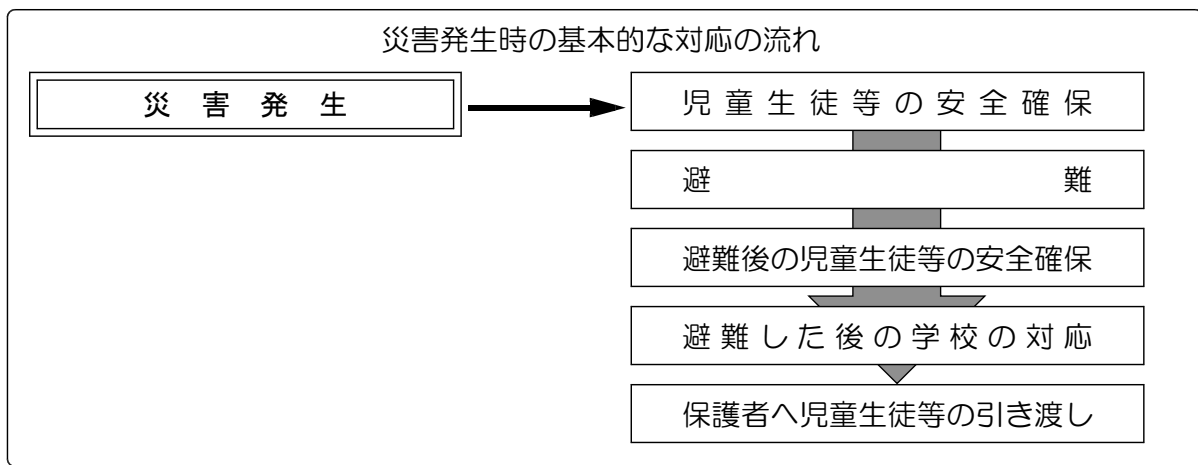
	構成員	主な業務
本 部	本 部 長…校長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部の総括 ・応急対応の決定 ・各班の連絡・調整、指示
	副本部長…副校長、教頭、事務長	
	本 部 員…各班長	

班	構成員	主な業務
総 務 班	班長 ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の収集 ・通学路等の被害状況の把握 ・教職員、その家族の安否確認 ・警察、消防機関等への通報 ・教育局等への報告
	班員 ○○○○(班長代理者)	
	○○○○	
	○○○○	
	○○○○	

避難誘導・ 安否確認班	班長 ○○○○ 班員 ○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の安全確認 ・児童生徒等、教職員の避難誘導 ・保護者との連絡、被災状況の把握 ・児童生徒等の下校、保護者への引き渡し ・引き渡しができない児童生徒等の待機場所の確保 ・登校していない児童生徒等の安否確認
消火・ 施設点検班	班長 ○○○○ 班員 ○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火 ・施設設備の被害状況の把握 ・立ち入り禁止措置などの危険回避の対応 ・授業教室の確保 ・施設設備の復旧・仮設教室の確保
救護班	班長 ○○○○ 班員 ○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・負傷者の移送
搬出班	班長 ○○○○ 班員 ○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・重要書類等の確認・管理・搬出
避難所支援班	班長 ○○○○ 班員 ○○○○(班長代理者) ○○○○ ○○○○	<p>〔避難所となった場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村防災担当部局との連絡調整 ・避難所開設・運営の支援・協力

(3) 災害発生時の対応（地震災害の場合）

学校においては、発災時に学校が災害から児童生徒等の命を守るために具体的にどう対応するかについて、具体的な災害を想定し、個々の教職員や組織が取るべき対応策を手順として明らかにしておく必要があります。



自然災害発生時（地震）の対応の例

教職員の対応

初期対応

- 児童生徒等に窓やロッカーから離れ、机の下に潜るように指示
- 身を隠すところがない場合は、落下物から身を守るため、座布団や鞆、本などで頭を保護し、低い姿勢をとるように指示
- 避難口を確保するため、出入り口を開放
- 火気、電気製品、ガス栓の確認 等

二次対応（状況把握、避難指示・誘導）

- 管理職
 - ・ テレビやラジオ、インターネット等で地域全体の被害状況や津波警報の発令の有無等を把握
 - ・ 負傷者の救護や避難方法等の決定
 - ・ 必要に応じて「学校災害対策本部」の設置
- 授業担当教諭
 - ・ 児童生徒等の負傷の有無や程度の確認
 - ・ 避難時の安全性（教室等及び周辺の被害状況、転倒、落下の危険性等）の確認
 - ・ 児童生徒等の安全確保及び避難の誘導（「走らない」、「話をしない」など落ち着いて行動するよう指導）
- 授業を担当していない教諭
 - ・ 分担して各教室に急行し、児童生徒等の状況把握
 - ・ 避難経路や避難場所の安全性、校舎の損壊状況などの確認
 - ・ 校内放送等を通じて避難の指示
 - ・ 津波の可能性がある場合は、管理職に確認し、より安全な場所への避難指示
 - ・ 逃げ遅れた者がいないかの確認

学校災害対策本部による対応

負傷者対応

- 名簿等で人員及び負傷者の有無を確認し、本部へ報告
- 不明者等の検索・搬送
- 救護場所を設置し、保健主事や養護教諭が中心となり、応急手当の実施
- 医療機関等への連絡及び協力要請

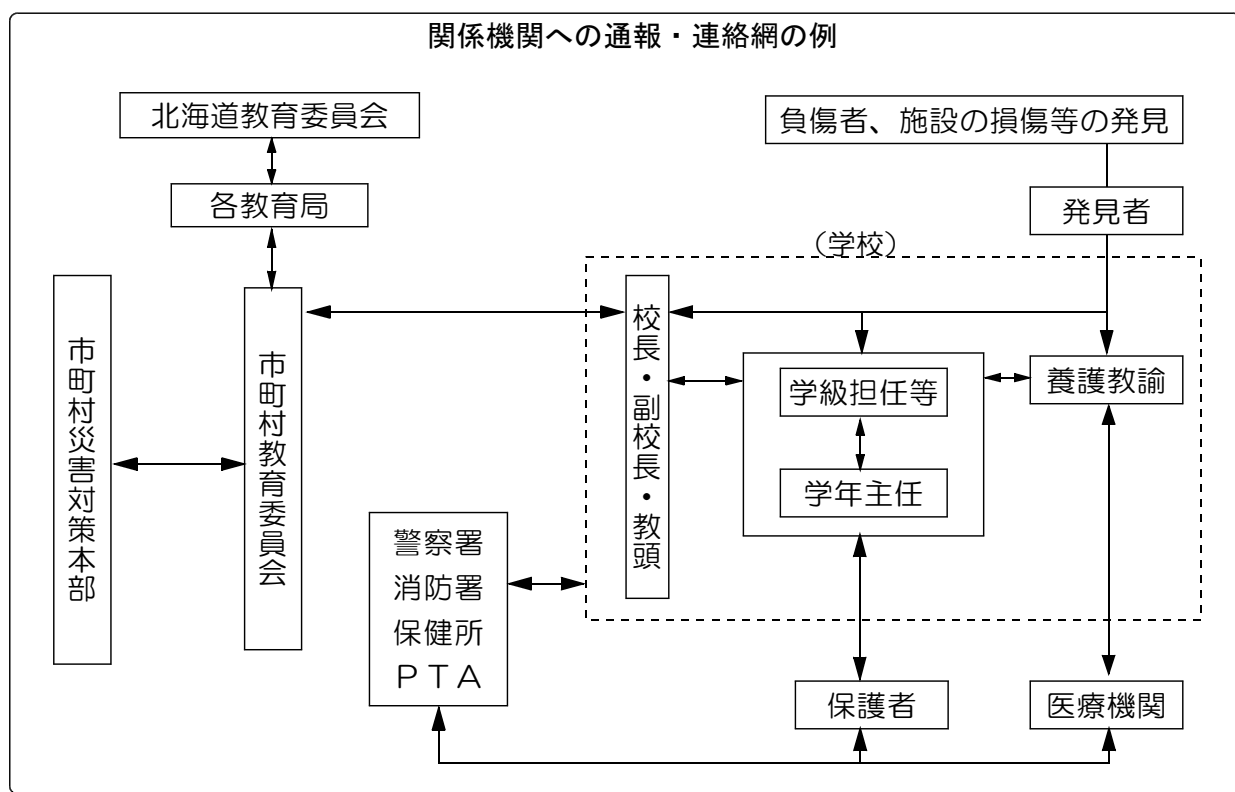
引き渡し

- 引き渡しの判断（学校待機又は保護者へ引き渡し）
- 保護者への連絡（通信機器不通時の対応）
- 事前に設定したルール等による保護者への児童生徒等の引き渡し
- 待機児童生徒等の保護

事後対応

- 避難所運営の協力
- 学校再開のための安全確保（施設設備、通学路の点検 等）
- 学校再開の諸準備（応急教育計画の作成、保護者等への周知 等）

(4) 関係機関への通報・連絡網の整備



関係機関への通報の内容と連絡方法の例

機関名	通報内容	連絡方法
道・市町村教育委員会	児童生徒等の避難状況、児童生徒等及び教職員の被災状況、学校被災状況の報告	電話、電子メール、無線、文書、有線放送、伝令（徒歩や自転車など）等
警察署	通学路の安全確保の要請、犯罪・盗難に対する警戒警備の要請	
消防署	救命救急の要請、火災の発生状況の通報、消火の要請、水利状況、救急方法、消火方法の連絡	
保健所	衛生状況の報告、衛生管理の要請	
保護者	通学路の安全確保の協力要請、児童生徒等の引き渡しに係る周知、緊急連絡事項の周知	
医療機関	受入要請、児童生徒等の被災状況の報告、治療状況の確認	

(5) 様々な条件の下での対応

災害はいつ、どこで起きるかわからないことから、49ページの「自然災害発生時（地震）の対応の例」を基本としつつ、それに加え、様々な条件のもとで具体的に児童生徒の安全を確保する方策をあらかじめ検討しておくことが重要です。

▶登下校時

- あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、個々の登下校時の通学路における避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- 登下校時の避難場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
- 児童生徒等が個々の登下校時に避難する各避難場所の避難予定者リストを作成しておく。
- 児童生徒等が安全な避難ができるよう、教育委員会と連携し、地域自主防災組織や市町村の危機管理部局に避難誘導や避難所での対応について協力依頼をしておく。

▶学校外の諸活動時（遠足・修学旅行・部活動等）

- 遠足や修学旅行などの校外学習では、見学施設・宿泊施設等における、災害時のリスク、避難場所・避難経路の確認をし、事前指導を行う。
- 特に津波が予想される地域では、津波に対する避難場所を確認しておく。
- 学校施設外で部活動を行う場合は、その施設等での災害発生時の避難経路、避難場所等を施設管理者に確認し、児童生徒等に事前に指導する。

▶児童生徒等の在宅時

- あらかじめ市町村の地域防災計画やハザードマップ等を利用して、自宅付近における避難場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）を複数以上確認し、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者・学校で情報を共有しておく。
- 児童生徒等が避難する各避難場所の避難予定者リストを作成しておく。
- 自宅付近の避難場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
- 災害発生時に、参集可能な教職員のリスト及びその他の職員の対応を作成しておく。

(6) 緊急時の児童生徒の保護者等への引き渡し

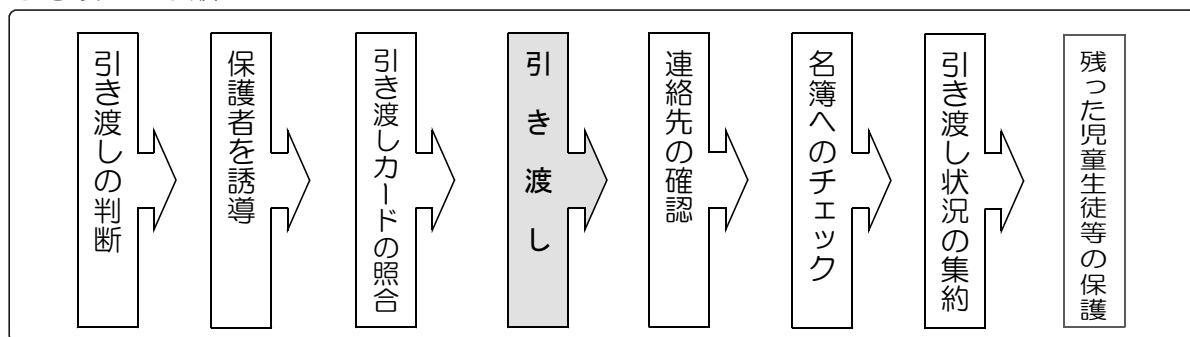
緊急時における児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、学校周辺の被害状況や交通機関の運行状況、道路状況、気象状況など、児童生徒等の安全確保のために必要な情報を収集し、今後起こりうるであろう危険を予測して、児童生徒等を下校させるか、保護者に引き渡しを行うかを適切に判断する必要があります。

また、大規模災害などの際には停電等により通信手段が遮断される可能性もあることから、学校は、あらかじめ引き渡しを行うルールを定めて、保護者に周知しておく必要もあります。

▶引き渡しのルール

引き渡しのルールの例	
震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

▶引き渡しの手順



▶引き渡しに関する留意事項

- <校外で引き渡す場合の流れ>
- 引き渡しが可能かどうか判断する。(二次災害の危険の有無等)
 - 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
 - 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。
- <学校に待機させる場合の留意点>
- 不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などと連携を図る。
 - 近隣からの火災の対応や、津波などの対策が十分とれるようにしておく。
 - 待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

▶引き渡しカード

引き渡しカードの例（小学校）				
(児童名) 年 組		(きょうだい) 年 組 年 組		
順位	引き取り者氏名	連絡先（電話、住所）	児童との関係	チェック欄
1	保 護 者	電話〔 - - 〕 携帯〔 - - 〕 住所〔 〕		
2				
3				
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は、児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。				

(7) 避難所協力

避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものですが、災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を担う状況が考えられます。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要です。

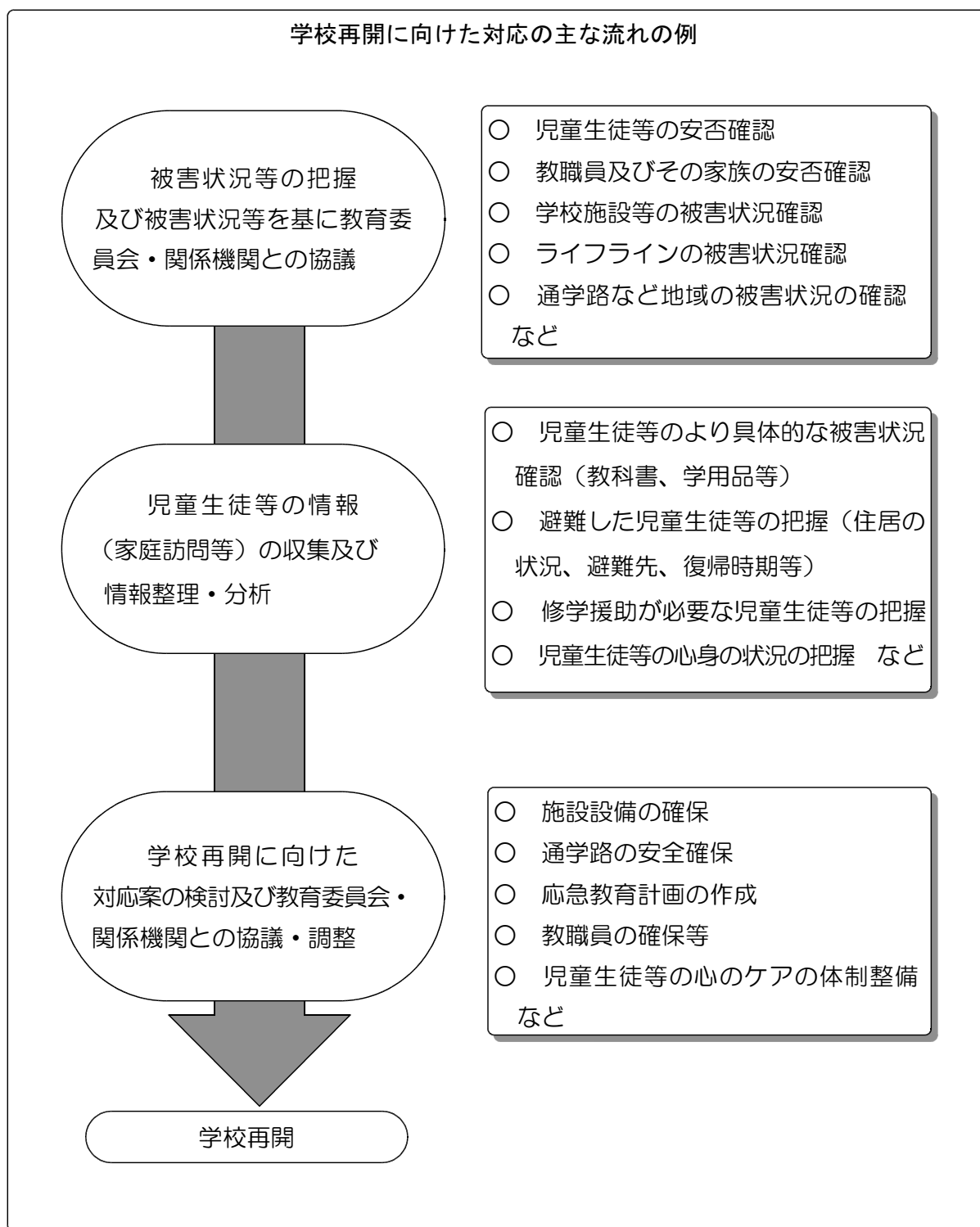
▶学校施設が避難所となった場合の機能と教職員の協力内容

過 程	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示 ・駐車場を含む誘導 等
	地域住民等の学校への避難	
生命確保期	避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿作成 ・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
	避難所の管理・運営	
生活確保期	自治組織の立ち上がり	<ul style="list-style-type: none"> ・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要援護者への協力 等
	自治組織の確立	
学校再開期	避難所機能と学校機能の同居	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再開のための準備
	避難所機能の解消と学校機能の正常化	

(8) 学校再開に向けた準備

児童生徒の安全確保・安否確認後、教職員は校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認に努めます。

また、校長は、教育委員会と十分に協議の上、地域や学校の被害等の状況に応じた応急教育計画を立て、教育活動の確保に努めます。



8 その他の災害

(1) 台風、暴風雪（雪害）

台風、暴風雪（雪害）災害の対応の例

教職員の対応

状況把握・初期対応

- テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報や関係機関への問い合わせ、実際の状況観察などにより、気象や道路、避難勧告など、学校周辺の正確な情報収集
- 学校内外の安全状況を確認
- 危険な状況が予測される場合には、カーテンを窓にはさんだり、窓から離れたりして、窓ガラスの破損に備えるなど、児童生徒等の安全を確保
- 状況に応じて体育館などの安全な場所に避難指示
- 冠水や土砂崩れ等の被災箇所を確認し、児童生徒等の通学経路の状況把握
- 必要に応じ近隣校と情報交換
- 始業前に児童生徒等の安全が確保できないことが明らかな場合は、臨時休業等の措置

下校・待機の判断

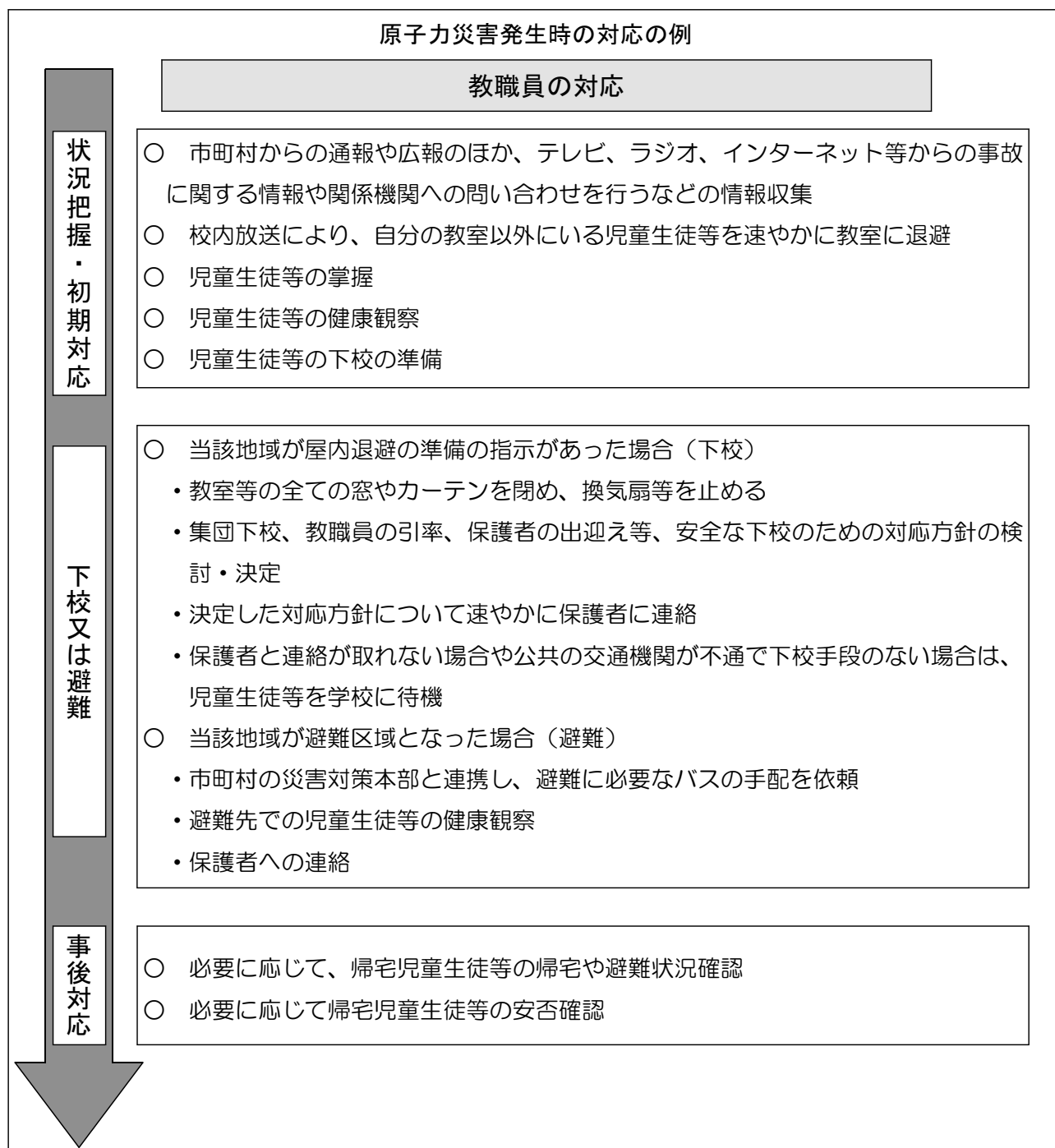
- 下校させる場合
 - ・ 通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための対応方針の検討・決定
 - ・ 決定した対応方針について速やかに保護者に連絡
 - ・ 保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校手段のない場合は、児童生徒等を学校に待機
- 学校で待機させる場合
 - ・ 児童生徒等を各地区ごとに集め、下校が可能となった場合の準備
 - ・ 保護者等の出迎えがあった場合は、所定の手続に従って引き渡し

事後対応

- 必要に応じて帰宅児童生徒等の安否確認
- 学校再開のための安全確保（施設設備、通学路の点検等）
- 学校が避難所となった場合は、避難所運営の協力

(2) 原子力災害

原子力災害は、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと、災害に対処するためには放射線等に関する知識を必要とすることなどの特殊性を有していることから、市町村の災害対策本部の指示に基づき対応することが基本となります。



9 安全管理の評価

(1) 安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合があります。また、将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合などがあります。

このため、学校においては、安全管理の実態を適切に把握し、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善を図る必要があります。

(2) 安全管理の評価の観点

▶ 学校環境の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
安全管理計画の評価	<input type="checkbox"/> 学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関する実施要領、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。 <input type="checkbox"/> 計画されたことが実行され、明確に記録されたか。
安全点検の評価	<input type="checkbox"/> 点検項目は適切であったか。 <input type="checkbox"/> 点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか。 <input type="checkbox"/> 全教職員の共通理解の下に実施されたか。
事件・事故災害情報管理の評価	<input type="checkbox"/> 事件・事故災害の情報収集、連絡体制は整えられていたか。

▶ 学校生活の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
児童生徒等の評価	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の安全にかかわる行動の実態や事故発生状況が把握され、それらが安全管理や安全指導に役立てられているか。 <input type="checkbox"/> 様々な教育活動の内容や方法で安全を確保するためのきまりや約束を児童生徒等が理解し、守り、安全に活動しているか。
教職員の評価	<input type="checkbox"/> 教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 <input type="checkbox"/> 児童生徒等と日常的なかかわり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか。
安全管理と安全指導の評価	<input type="checkbox"/> 学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか。

▶ 不審者侵入防止に関する安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
施設・設備整備の評価	<input type="checkbox"/> 施設・設備の防犯対策は十分に行われたか。 <input type="checkbox"/> 防犯システムの点検は計画的に実施されたか。 <input type="checkbox"/> 学校施設の開放等はPTA等の協力により必要な対策がとられているか。
不審者対応の評価	<input type="checkbox"/> 日常の安全確保のための対策はとられていたか。 <input type="checkbox"/> 関係諸機関との連携は十分とられていたか。

▶登下校の安全管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
通学路設定の評価	<input type="checkbox"/> 通学路の設定と安全確保のための点検・整備はできているか。 <input type="checkbox"/> 交通手段の違いによる安全確保はできているか。
通学方法の評価	<input type="checkbox"/> 利用される交通機関及び地域事情に応じた安全確保はできているか。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害防止のための安全確保はできているか。
通学路の点検の評価	<input type="checkbox"/> 教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による通学路の合同点検を実施しているか。 <input type="checkbox"/> 合同点検によって抽出した対策必要箇所について、学校として対応できる対策を講じているか。
関係諸機関との連携	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみで見守りの体制はできているか。

▶事件・事故災害発生時の危機管理評価の観点

評価の観点	評価の内容
発生時の対処と研修	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルが作成され、訓練等を行い、見直しがなされているか。 <input type="checkbox"/> 全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮したり、研修を行ったりしているか。
事件・事故災害発生時の救急及び緊急連絡体制の評価	<input type="checkbox"/> 校内での救急・緊急連絡体制はできているか。 <input type="checkbox"/> 校外での学習等における救急・緊急連絡体制はできているか。
自然災害等発生時の安全措置の評価	<input type="checkbox"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか。 <input type="checkbox"/> 火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等に備えて災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。

(3) 安全管理の評価の方法

安全管理の評価に当たっては、評価の客観性、信頼性を高めるために、教職員に加え、保護者、地域関係者及び児童生徒等の参加も検討するとともに、様々な観点から多面的に評価するなど、評価方法を工夫することが大切です。

▶安全管理の評価の方法

- 計画や実施要領、マニュアル等の内容、有効性等に関する関係者や担当者からの意見
- 計画や実施要領、マニュアル等の内容の実施状況
- 安全点検等の記録結果やそれらの収集結果
- 児童生徒等の行動等の実態や規則などの遵守状況
- 事件・事故災害の発生状況 など